(趣旨)

第1 この要領は、一関市財務規則(平成17年一関市規則第51号)第131条の2の規定 に基づき建設関連業務委託契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるも のとする。

(対象契約)

- 第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する建設関連業務委託契約とする。 (最低制限価格の算出方法)
- 第3 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出 の基礎となった同表 1 から 4 までに掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額と する。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合に あっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、 建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。

別表 (第3関係)

業種区分	1	2	3	4
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10	_
			分の5を乗じて	
			得た額	
建築関係建設コン	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の	諸経費の額に 10
サルタント業務			額に 10 分の6を	分の6を乗じて
			乗じて得た額	得た額
土木関係建設コン	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費等の
サルタント業務			に 10 分の 9 を乗	額に 10 分の 5 を
			じて得た額	乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額	解析等調査業務	諸経費の額に 10
		に 10 分の 9 を乗	費の額に 10 分の	分の5を乗じて
		じて得た額	8を乗じて得た	得た額
			額	
補償関係コンサル	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費等の
タント業務			に 10 分の 9 を乗	額に 10 分の 5 を
			じて得た額	乗じて得た額

業務の性質上上記の規定により難いものについては、契約ごとに 10分の6から 10分の 8.1まで(測量業務にあっては 10分の6から 10分の 8.2まで、地質調査業務にあっては 3分の2から 10分の8.5まで)の範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

附即

この要領は、平成27年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則 (平成29年3月23日改正)

この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則(平成31年4月3日改正)

この要領は、平成31年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則(令和6年3月29日改正)

この要領は、令和6年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。